

長崎高教組新聞

発行
長崎県高等学校教職員組合
〒850-0013 長崎市中川2丁目2番5号
長崎高教組会館
☎ (095)-827-5882
Fax (095)-826-2976
編集責任者 佐藤真一郎
購読料 一部10円
組合員は組合費を含む
メールアドレス
naga-kks@fsinet.or.jp



同僚教諭パワーハラ訴訟和解

ハラスメント対応で前進

19年度7月に長崎市の市立高校でおこったハラスメント事案について、長崎高教組佐藤書記長が長崎市教育委員会を訴えた裁判は22年9月9日に和解が成立しました。和解手続きと記者会見を終え、佐藤書記長が次のように総括しました。

労働者の個々の苦情は、組合を通せば、職場要求となり、使用者側は法に則って適切に対応しなければなりません。しかし、ハラスメントは、社会問題になったのも1980年代からで歴史も浅く、職場では、とてもデリケート



9/9和解手続き終了後に行われた報道記者会見 メルカ築町

改善を引き出したところが決め手となり、私が起こした訴訟は和解で終わる判断をいたしました。

記者会見の場では、支援者の一人が「最後まで応援したい。最高裁まで闘うべきだ」とハラスメント撲滅を願う力強い意見もあり、胸が熱くなりました。裁判を継続しない判断をした一つの理由として、客観的な証拠がなく、教職員の証言に頼らざるをえなかったことがあります。長時間の叱責や暴言は急な場面で予期せぬ形で起こります。ボイスレコーダーを常に携帯して勤務している人はほぼいないでしょう。

二つ目に、証人として法廷に立つ人への負担です。全く同じ人物

からハラスメントを受けるだけでも、反応は様々です。嫌なことは早く忘れたい。もめ事に関わりたくはない。できるだけ避けたい。さらに、被害者の中には「自分が悪かった」と考える人もいます。「私が証言台に立ちますよ」と

上、授業をやり繰りして、個人の訴訟のために、学校を休み、証言する。そして、裁判で証言をした後も、転勤があるとしても、狭い学校の世界で勤務していかなくてはなりません。法廷での証言がどれほどハードルが高いか。長崎県庁臨時職員が起こしたハラスメント訴訟で、同



質問に耳を傾ける佐藤書記長（左）中鋪弁護士（右）

質問に耳を傾ける佐藤書記長（左）中鋪弁護士（右）

裁判で証言をした後も、転勤があるとしても、狭い学校の世界で勤務していかなくてはなりません。法廷での証言がどれほどハードルが高いか。長崎県庁臨時職員が起こしたハラスメント訴訟で、同



20分科会：学校づくりへの子どもの参加、父母教職員地域の共同の様子

開會集会では、主催者代表の中村雅子さん（子ども全国センター）が「教育は人と人とのふれ合いによる。コロナ禍でも最善の教育を考えよう」と訴えました。また、現地実行委員長の鈴木大裕さんは、ウクライナ侵攻を利用した改憲

20日目は、5つのテーマに分かれて教育フォーラムを開催しました。

3・4日目は、28の分科会と特設分科会に分かれて、実践報告と熱心な議論を行いました。「学校づくりへの子ども参加、父母・教職員・地域の共同」分

科会では、中学・高校での三者協議会のとりくみや、管理的職場での教職員集団づくりによる民主教育復活のとりくみなどが報告されました。「選んだなら従えの理屈を破るのは参加の視点」「同僚性の言葉は凶器にもなり得る」「浸透力が必要」「子どもの持つ力は大きい」などの指摘がなされました。

全教「教育のつどい」開催 3年ぶりに対面で

「みんなで21世紀の未来をひらく教育のつどい」教育研究全国集会2022」が、8月18日から21日まで高知市で開催されました。参加者はのべ4000人。長崎からも1人が参加しました。

開會集会では、主催者代表の中村雅子さん（子ども全国センター）が「教育は人と人とのふれ合いによる。コロナ禍でも最善の教育を考えよう」と訴えました。また、現地実行委員長の鈴木大裕さんは、ウクライナ侵攻を利用した改憲

の動きにふれ、「平和は教育の前提。教育に携わる者は平和への覚悟を持つべき」と話しました。波岡知朗事務局長は、競争主義による歪みがコロナ禍で深刻化したと指摘し、「憲法や子どもの権利条約に基づく学びをつくろう」と呼びかけました。法政大学名誉教授の田中優子さんが記念講演を行い、多様性の尊重を訴えました。

3年ぶりの対面での開催となり、主催者総括の通り、「ワクワクする気持ちや励まし励まされることの温かさ」を感じることができた集会でした。

様のセクハラを受けていた正規職員が誰も証言しない状況を目の当たりにして、現実を思い知らされました。

ハラスメント内容や安全配慮義務違反を争点として、内容的に負けるはずはないものでした。しかし、どんな裁判でもどちらが勝つか断言できる人はいません。「全てを失う覚悟で、最後まで闘いたいです。一方で組合から金銭的支援も受け、手ぶらで報告はできない」

というジレンマもありました。そこに、裁判所から和解勧告があり、どうやって肉を切らせ、骨を断つか。教職員が、ハラスメント被害を受けても、安心して働き続けることができ、併せて、どのように行う者へ指導したのかについて報告を義務付ける和解条項を提案し、市教委に確約させることができました。

今後は、長崎市のハラスメント対応が適切に運用されているかどうかを見ながら、ハラスメントのこの対応がスタンダードな制度として、長崎県や他の市の教育委員会に波及するように取り組み、長崎高教組が加盟する全日本教職員組合の各県の教職員組合にも交流会を通じて報告し、全国の教育委員会や管理職のハラスメント対応の改善に役立ててもらえるように取り組みたいと考えています。

教組共闘キャラバン報告

教組共闘とは、組織の違いを超えての子どもの貧困解消や高校生青年の就修学・進路の保障の要求をもとに組織したものです。教組共闘九州ブロックは、全教傘下の長崎高教組、佐賀高教組、全教北九州、日教組傘下の佐賀県教組唐津支部、三神支部、沖縄県教組那覇支部、そして各県の教職員が共闘して活動しています。

コロナ禍の前までは、九州各県及び北九州市に「子どもの貧困解消要請書」を提出し、各県の参加者でキャラバン隊を組んで8月前半と後半に九州各県の県庁・市役所を訪問し、教育委員会及び雇用担当課等と懇談(要請)をしていました。しかしこの3年はコロナ禍で各県単独での要請行動をしていません。

2022年度は、7月14日に長崎県に要請書を提出し、9月7日に要請行動を行いました。要請行動には、県外から1人、県内から8人(高教組3人、高退教2人、教職員の会



佐賀高教組尾尾執行委員長(左から2人目)を加えた教組共闘九州ブロックのメンバー

- ① 少人数数学級について
- ② SSW(スクールソーシャルワーカー)の必要性、待遇改善(ヤングケアラーの問題)
- ③ 特別支援学校(学級)の実態と教職員の増員
- ④ 県立夜間中学校設置計画と日本語教育の公的・無償の実施
- ⑤ 一人一台パソコンにかかる今後の国の予算の動向と修理費等を生徒や保護者へ負担を求めない
- ⑥ 教職員の未配置を生まぬように、欠員補充のための臨時的任用職員を大幅に減らし、正規採用を増やす
- ⑦ 高校生の就職慣行「一人一社制」の継続

以下は懇談の概要です。

①の少人数数学級について、佐賀県では県単独で小4で35人学級をやっていることや、長崎県の全国学力の結果が低下したことから少人数学級でわかるまで学ぶことが必要との保護者の声を紹介し、長崎県の考えを聞きました。

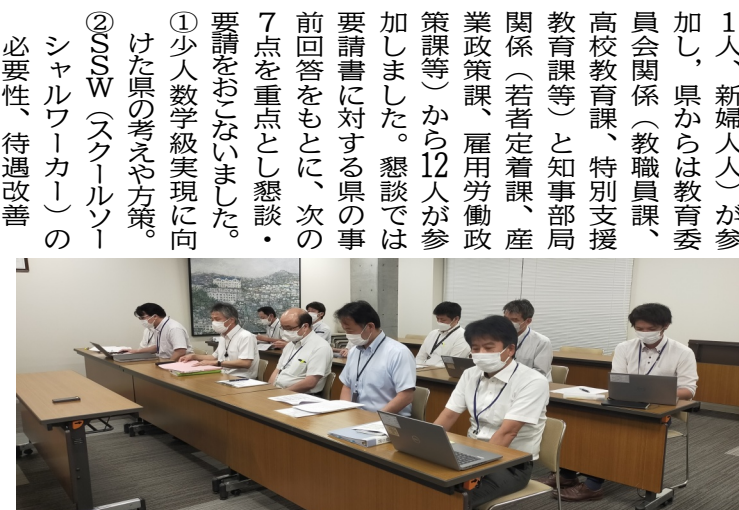
②のSSWについては、ヤングケアラーの問題からも増員を求めました。県からの回答で、県立学校への配置は22年度は前年度より2校増の37校で、ヤングケアラーについては県の調査から316人であることがわかりました。子どもやその世帯の支援のためSSWの配置が学校で強く求められている現状を説明し、配置の拡充と待遇改善を強く求めました。

③の特別支援学校・学級については⑥の正規採用を増やすことと絡めて、特別支援学級の現状を説明し教職員の増員を強く求めるとともに、労災の問題も含めて教職員の健康調査を早急を実施することを求めました。

④の県立夜間中学の開設と公費で無償の日本語教育については、外国籍の子どもやその保護者のためにも夜間中学への期待が大きいことを話し、開設に向けた県の考えを聞きました。県は明らかにできないとしたりうえで、関心が高いことは認識しているとし、設置者のことも含めて市町と協議中と回答しました。

⑤の1人1台端末や⑦の「一人一社制」については、これからの国の予算が不透明な中だができるだけ保護者負担は減らすという形も考えていること、「一人一社制」の変更は考えていないことを確認しました。

要求が大きく前進することはありませんが、いろいろな形で改善を求める声を積み上げることに大きな意味があります。キャラバン行動で九州の他県の状況と比較できる点も活かしながらか、引き続き、とりくみを継続していくことが必要です。



教育委員会関係と知事部局関係(若者定着課、産業政策課、雇用労働政策課等)

て、佐賀県では県単独で小4で35人学級をやっていることや、長崎県の全国学力の結果が低下したことから少人数学級でわかるまで学ぶことが必要との保護者の声を紹介し、長崎県の考えを聞きました。

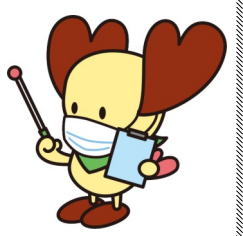
②のSSWについては、ヤングケアラーの問題からも増員を求めました。県からの回答で、県立学校への配置は22年度は前年度より2校増の37校で、ヤングケアラーについては県の調査から316人であることがわかりました。子どもやその世帯の支援のためSSWの配置が学校で強く求められている現状を説明し、配置の拡充と待遇改善を強く求めました。

③の特別支援学校・学級については⑥の正規採用を増やすことと絡めて、特別支援学級の現状を説明し教職員の増員を強く求めるとともに、労災の問題も含めて教職員の健康調査を早急を実施することを求めました。

④の県立夜間中学の開設と公費で無償の日本語教育については、外国籍の子どもやその保護者のためにも夜間中学への期待が大きいことを話し、開設に向けた県の考えを聞きました。県は明らかにできないとしたりうえで、関心が高いことは認識しているとし、設置者のことも含めて市町と協議中と回答しました。

⑤の1人1台端末や⑦の「一人一社制」については、これからの国の予算が不透明な中だができるだけ保護者負担は減らすという形も考えていること、「一人一社制」の変更は考えていないことを確認しました。

要求が大きく前進することはありませんが、いろいろな形で改善を求める声を積み上げることに大きな意味があります。キャラバン行動で九州の他県の状況と比較できる点も活かしながらか、引き続き、とりくみを継続していくことが必要です。



新型コロナウイルス感染症への今後の対応について

全教共済の医療共済や終身医療共済は、自宅療養に対して給付する制度ではありません。しかしながら、新型コロナウイルス感染症については、入院・隔離が必要であるにもかかわらず、医療体制の問題でホテルや自宅での療養をせざるを得ない事情があるため、全教共済として、入院と見なして給付金を支払う特例対応を行っています。

しかし報道にもある通り、9月26日から国や地方自治体が感染者の全数把握をやる対応を受けて、国内生命保険・損害保険各社はこれまでの「みなし入院給付」を、重症化リスクの高い人に絞り、それ以外の軽症者の給付は廃止します。

こうした情勢を受けて、全教共済でも対応を検討中です。対応が決まり次第ホームページに掲載してお知らせします。

(10月中旬予定)

全教共済ホームページ
<https://www.zenkyo.org/kyosai/>

第33回定通部定期大会



第33回定通部定期大会の様子 @高教組会館4F

9月3日、定通部定期大会を開催。出席者9名(5分会、委任状7分会)で、①経過報告、②役員承認、③決算・予算、④全体の情勢、⑤活動方針、⑥各分会の状況等について討議しました。不登校、ヤングケアラー、1人1台端末、特別なニーズを持つ生徒、通信制高校、教育予算、観点別評価、定通制生徒の現状等、多くの課題が報告されました。文科省交渉で現場の実態を正確に伝え、要求を実現させるために、数値化・可視化することの重要性も確認しました。

定通部県教委交渉の柱は次の12項目です。

- ①安易な統廃合反対、
- ②20人以下学級、
- ③左世保中央エンカレッジコース廃止または別課程として設置、他校への導入反対、
- ④SSW常駐・SC全校配置、
- ⑤キャリアサポートスタッフ継続配置、
- ⑥教科書・夜食費補助と手続き簡略化、
- ⑦入学準備金・給付型奨学金の充実、
- ⑧授業料無償化・就学支援金手続き簡略化、
- ⑨修学奨励資金返還免除の条件「卒業まで」を1年単位に、
- ⑩日本語を母語としない生徒のための日本語教師を定数外配置、
- ⑪離島の通信制生徒に交通費・宿泊費補助、
- ⑫エアコンのない定通高校へ県費でエアコン設置

全ての議案が拍手で承認され、各分会の現状や課題についても情報共有できました。定数未充足等、問題も山積です。県教委交渉は約1年後なので、要求の追加も可能です。各分会でご検討いただき、お気軽にお知らせください。役員会で検討し、次年度定期大会で提案と嬉しいです。